## Ⅱ. 事業計画

## (1) 本取り組みの考え方

全国的な趨勢といわれていた中心市街地の空洞化は、本市においても深刻な問題として 提起され、「中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力向上を総合的かつ一体的 に推進する」ことを目途として「中心市街地活性化基本計画」を策定した。(平成27年3 月に内閣総理大臣の認定を受ける。)基本計画は、「都市機能の市街地集約」、「中心市街地 のにぎわい回復」を柱とした中心市街地活性化法の新たな枠組みの中で策定したものであ り、蕨市、蕨商工会議所、(一社) 蕨市にぎわいまちづくり連合会等が実施主体となり、ハ ード・ソフト事業の取り組みを行ってきたが、その取り組み内容、成果については前述し たとおりである。5年間の期間終了後においては、新たな計画が策定されるまでの間をフ オローアップ期間とし、継続して事業に取り組んできたところであり、令和3年度におい ては、蕨商工会議所に業務を委託し、新たな視点のもとに新プランを作成することとした。

本プランでは、従来の基本計画上の事業の洗い直しを行うとともに、現在の中心市街地の実情を踏まえたなかで策定を行った。また、本プランの対象区域を市内全域に拡大し、各事業の実施主体が実質的に推進できる事業に焦点を当て取り組むこととした。各事業を推進するにあたっては、空き店舗対策をはじめ、中心市街地活性化に向けた課題解決を図るため(1)エリアリノベーション事業、(2)にぎわい創出事業、(3)経営体質の強化事業といった事業区分を明確にし、取り組み内容についても数値目標を含めた具体的なものとした。

また、各事業の取り組みの視点としては、(1) エリアリノベーション事業:都市活力の持続性の創出を目指す。(2) にぎわい創出事業:既存の機能や資源の活用と魅力強化を目指す。(3) 経営体質の強化事業:既存店舗の更なる経営力向上に繋がる支援の強化を目指す。こととした。

本プランは、従来の基本計画の基本的な考え方である「日本一小さな市域における日本 一の人口密度を有するコンパクトシティとしての都市活力の持続性確保を目指した中心市 街地活性化」を念頭に置き、各事業の積極的な推進を図るものとする。

①エリアリノベーション事業

②にぎわい創出事業

③経営体質の強化事業



中心市街地の活性化には、新たなハード事業、ソフト事業を展開するだけではなく、既存店舗の経営体質の強化を行うことも重要である。現在、まちの課題となっている空き店舗対策では、今ある既存店舗が繁盛店になることで当該エリアのブランド価値が高まり、自然現象的に空き店舗が埋まっていく。このようなことからも、3つの柱を軸に本プランを推進することが有効になる。

## 計画期間・実施体制・指定地域

計画期間	令和4年4月~令和7年3月
主な実施主体	蕨市 一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会 蕨商工会議所 一般社団法人蕨ブランド協会
指定地域	市内全域

## 指定地域(地図)

